

(1) 空家等対策実施施策令和7年度年次計画の進捗状況について

企画振興課

○令和7年度年次計画 「12 空き家調査」

◆空き家の実態把握による利活用の推進

今年度は北御牧地区を対象に6月から12月を調査期間として、空き家と思われる物件(202件)の目視による現地調査を実施
(空家等管理活用支援法人への委託 財源:「空き家対策総合支援事業」を活用)
空き家と判断した物件所有者に対して、12月より利活用に向けた啓蒙・啓発(啓発パンフレットの配布等を実施)
なお、令和8年度は田中地区と滋野地区、令和9年度は、祢津地区と和地区での実態調査を予定

○令和7年度年次計画 「7 空き家バンクの制度充実」

◆空き家片付け補助金

対象者

- 空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借の契約を締結した者
- 市税に未納がない者

対象経費

- 空き家の清掃に要する経費
- 空き家に残存する家財道具等の処分や運搬に要する経費
上限10万円(補助率50%、千円未満切捨)

実績(10月末)

交付申請件数 6件

交付金額 431千円

※財源として「空き家対策総合支援事業」を活用

◆空き家リフォーム補助金

対象者

- 自ら居住する目的で空き家バンクで空き家を購入した者
- 現に東御市外に居住もしくは市内に転入して3年以内の移住者であること
- 所有者等の全員が東御市税を滞納していないこと
- 購入した空き家の所有者等の3親等以内の親族でないこと
- 補助金の交付を受けた住宅に10年以上居住すること

対象経費

- 空き家のリフォームに要する経費
台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修工事(外構工事や動産は対象外)
上限30万円(補助率3分の2、千円未満切捨)
※加算措置あり
世帯主が49歳未満の場合 +20万円
18歳以下の扶養する子と同居する場合 1人につき10万円(上限30万円)

実績(10月末)

交付申請件数 1件

交付金額 500千円

※財源として「空き家対策総合支援事業」を活用

○令和7年度年次計画 「1 全地区空き家相談会・首都圏等での空き家相談」 「2 地区別空き家懇談会」 「7 空き家バンクの制度充実」

企画振興課

◆各種空き家相談会及びハンティングツアーの実施

	実施時期・場所	対象	実績
北御牧空き家 ハンティングツアー	5月17日(土) 北御牧地区エリア	・空き家の購入、借用希望者 (16物件+活用事例1件)	県内外から12組17名参加 2件成約
全地区空き家相談会	5月25日(日) 中央公民館	・空き家所有者、家族・親族 ・空き家になる可能性のある物件の所有者、家族・親族	相談組数9組 空き家バンクへの登録3件
首都圏での空き家相談会 (移住セミナーと併せて開催)	6月21日(土) 銀座NAGANO	・首都圏在住の空き家所有者、家族・親族 ・空き家になる可能性のある物件の所有者、家族・親族	相談組数1組(申込2組のうち1組当日欠席)。 空き家バンクへの登録1件
海野宿修理・空き家相談会	10月19日(日) 海野宿ふれあいセンター	・海野宿に空き家を所有している所有者、家族・親戚 ・空き家になる可能性のある物件の所有者、家族・親族	相談組数6組 空き家バンクへの登録1組
上田市・千曲市・東御市3市合同 空き家ハンティングツアー	10月25日(土) 上田市・東御市エリア 10月26日(日) 上田市・千曲市エリア ※東御市は25日(土)のみ	・空き家の購入、借用希望者 (東御市は売買2物件、賃貸1物件、活用事例1件)	県内外から17組24名参加 1件が契約に向けて交渉中。

○令和7年度年次計画「18 老朽危険空き家解体への補助」

建設課

東御市老朽危険空き家解体補助金(所有者・相続人が対象)

補助対象経費の2分の1(上限75万円)

◎補助の対象になるのは、以下のすべての要件を満たす必要があります。

建築物

- ・市内に所在する特定空家等であること
- ・戸建住宅(延べ面積の2分の1以上が居住用)であること

対象経費

- ・敷地内の全ての建築物、工作物及び立木等を解体、撤去及び処分するための解体工事であること
- ・解体工事の許可を得た者による解体工事であること
- ・家財道具の撤去、運搬及び処分に要する経費は除く

対象者

- ・個人であること
- ・所有者又はその相続人(以下、「所有者等」)であること
- ・所有者等の全員が東御市税を滞納していないこと
- ・所有者等が複数ある場合は、その全てが解体に同意していること
- ・所有者等の全員が基準以下の収入金額又は所得金額であること
- ・解体後の敷地を適切に管理すること

実績(10月末)

- ・令和7年度
(1)交付申請件数 : 1件 (2)交付金額 : 750千円(解体工事実施中)

※令和6年度から運用開始

※財源として「空き家対策総合支援事業」を活用